

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

日本ツーバイフォーランバーＪＡＳ協議会

第一 目的

本実施要領は日本ツーバイフォーランバーＪＡＳ協議会(以下「2x4ＪＡＳ協」という)が8月28日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、2x4ＪＡＳ協の合法木材供給認定事業者(以下「認定事業者」という。)として木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明をおこなうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は2x4ＪＡＳ協の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、2x4ＪＡＳ協へ提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 2x4ＪＡＳ協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地調査を実施する。
- 3 2x4ＪＡＳ協は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(分別管理)

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非合法木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 2x4JAS協は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を2x4JAS協のホームページに公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第七 証明事項

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当って、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告書」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 2x4JAS協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

2x4JAS協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、2x4JAS協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど2x4JAS協に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 2x4JAS協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を2x4JAS協のホームページ等に公表するものとする。
 - 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 2x4JAS協は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材供給事業者認定申請書(継続)」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに2x4JAS協へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年9月1日から施行する。

この実施要領は、平成22年2月4日から実施する。

第十一追加

以上